

# USCAR法務局琉球財産管理課文書の活用

福地 洋子<sup>†</sup>

はじめに

- 1 米軍統治下の土地管理
  - 1-1 米軍の土地に対する財産管理
  - 1-2 琉球財産管理課について
- 2 USCAR法務局琉球財産管理課文書について
- 3 管理解除に関する文書
  - 3-1 管理解除関連文書の特徴
  - 3-2 文書の検索について
- 4 管理解除関連文書の利用と課題
  - 4-1 管理解除関連文書の利用について
  - 4-2 利用上の課題
- 5 レファレンス力の向上

おわりに

はじめに

沖縄県公文書館は、沖縄戦により公図や公簿といった地籍関係資料を失った経緯から、戦後70年あまり経過した現在においても、土地に関するレファレンスが絶えることはない。昨年度、沖縄県公文書館は、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands 以下「USCAR」）法務局の琉球財産管理課文書を公開した。米軍は沖縄戦時に、沖縄全土を占領管理下においた財産管理を行っており、その業務を担ったのが琉球財産管理課である。琉球財産管理課文書のうち、土地の管理に関する記録のひとつとして、管理解除に関する文書がある。管理解除関連文書には、土地取得の経緯を示す資料が含まれており、今後の土地に関するレファレンスとして活用が期待できる。本稿では、USCAR法務局の琉球財産管理課の管理解除に関する文書の特徴とその活用について述べる。

## 1 米軍統治下の土地管理

### 1-1 米軍の土地に対する財産管理

米軍は、沖縄戦時にニミッツ布告を公布し、南西諸島とその周辺海域を占領地域と定め、日本の司法権、行政権の行使を停止し、軍政を施行した。米軍の土地に対する財産管理も、ニミッツ布告の一つである布告第7号「財産の管理」によるものである。この布告は、戦時国際法であるハーグ陸戦協定を根拠としており、米軍は、軍用地として必要な地域を収用し、地主に対価を支払うことなく無償で使用していた。「財産の管理」は、占領地域内のすべての有形無形財産を対象として、その管理について定めており、国県有地だけではなく私有地も管理の対象とした。また、沖縄県の土地台帳類は、宮古・八重山地域を除き、戦争により焼失したため、米軍は、1946年（昭和21）に「土地所有権関係

---

<sup>†</sup> ふくち ようこ 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書主任専門員

資料蒐集に関する件」を發布し、約5年の歳月をかけて土地所有権認定事業を行い、土地所有権の認定証明や登記をすすめた<sup>1</sup>。土地所有権認定事業の進捗にともなって、所有者が確定した私有地について、所有者からの申請があれば、管理解除した。

1952年（昭和27）4月28日の「サンフランシスコ講和条約」の発効により日米間の戦争状態は終了し、沖縄は同条約第3条により日本本土から分断され、米国の施政下に置かれた。一方で、同条約の発効により、米軍は占領軍としての財産管理ではなく、軍用地として引き続き使用するために新たな権限を取得する必要が生じた。そこで、米軍は、琉球政府を通じて新たに契約を結び、軍用地契約を確保することとし、軍用地賃貸借契約のための布令を発して、半ば強制的に軍用地利用の固定化を進めていった。

## 1-2 琉球財産管理課について

琉球財産管理課（the Ryukyu Property Custodian Branch）の組織的なはじめは、米軍軍政府布告第7号「財産の管理」にみることができる。それによると、占領地域の財産管理は、軍政府財産管理官があたった。当初は、軍政府財務管理官がその任務にあたり、その後、琉球財産管理課が設置され、その職務要領は、軍政府指令「琉球財産の管理」に定められた<sup>2</sup>。1950年（昭和25）12月のUSCAR設立後は、USCAR法務局の土地部の中に設置された。

琉球財産管理課は、戦前の日本政府、沖縄県、専売公社、NHKなどの公有地、財産及び旧日本軍所有の航空機、車両、兵器等の財産管理や処分、所有者不明土地、海浜、河川の管理も行った。また、これらの管理財産を県民に対して貸し付け、収入を得た。そのため、管理処分や賃貸借の記録に関する文書が多くを占めている。

## 2 USCAR法務局琉球財産管理課文書について

USCARは1950年（昭和25）から1972年（昭和47）まで存続した沖縄統治のための米国の出先機関であり、法務局は、沖縄における司法・立法制度の整備のほか、米国政府が使用する土地の整備と財産管理の任務を担った。具体的には、①立法に関する政策や手順について、高等弁務官、民政官、琉球政府、その他の公的・民間組織への指導及び助言、②USCAR裁判所の初審と控訴審において米国政府を代表すること、③琉球における民主的な司法制度確立を支援すること、④琉球政府法務局、検察局並びに裁判所の監督、⑤琉球における米国の土地制度整備、⑥琉球における日本政府や都道府県の財産を管理すること、であった。

沖縄県公文書館では、USCAR文書を米国国立公文書館から国立国会図書館との共同事業としてマイクロフィルム作製により収集、公開しており、その数は約340万頁にのぼる<sup>3</sup>。USCAR法務局文書は、法務局全般、土地部、琉球財産管理課、土地収用課、土地裁判所の5つの資料群で構成され、全1,312箱ある。

そのうち、琉球財産管理課文書は921箱あり、USCAR法務局文書全体の約7割を占める<sup>4</sup>【表1】。「12賃貸契約、領収書及びその他財務記録」のシリーズが723箱あり、全体の約8割を占めており、次に「4

<sup>1</sup> 「土地所有権関係資料蒐集に関する件」（1946年2月28日 米海軍軍政府布令第121号）

<sup>2</sup> 「琉球財産の管理」（1948年4月7日 米軍軍政府指令第19号）

<sup>3</sup> USCAR公安局および法務局文書の閲覧用データは、マイクロフィルムからデジタル化して、光ディスクで提供している。

<sup>4</sup> USCAR法務局文書は、平成28年度から3年間にわたって公開し、平成30年度の琉球財産管理課文書の公開をもって、USCAR文書の全文書を公開した。

総務文書」41箱、「16賃貸契約書」28箱とつづく。シリーズ全体として、管理財産の賃貸借や管理処分に関する文書がほとんどである。また、作成年度をみると、USCAR設立前の文書も一部含まれているが、大部分がUSCAR設立後の文書である。土地に関する記録は、「賃貸契約、領収書及びその他財務記録」シリーズにあり、主にリリースファイル (release file)、アカウントファイル (account file)、調査報告ファイル (investigation file) から検索する。今回、地籍の検索方法のひとつとして、リリースファイルとアカウントファイルを用いた管理解除文書の検索について次項で紹介する。

【表1 USCAR法務局文書琉球財産管理課シリーズ一覧】

	シリーズ名	シリーズ名 (和訳)	作成年	作成年	箱番号	箱数
1	General Records	一般文書	1952	1969	210-232	23
2	General Records	一般文書	1959	1964	233-236	4
3	General Records	一般文書	1959	1972	237-239	3
4	Administrative Files	総務文書	1944	1972	240-280	41
5	Administrative Reference Files	総務参考資料	1970	1972	281-284	4
6	Land Advisory Committee Files Relating to the Daito Islands Issue	大東島の土地問題に関する土地諮問委員会文書	1963	1963	285-287	3
7	Son Files	各村に関する文書	1946	1957	288-292	5
8	Property Account Files	財産の経理に関する文書	1950	1951	293-296	4
9	Land Claims Management Files	土地に対する請求管理文書	1951	1962	297-303	7
10	Land Records Cards	土地登録カード	1951	1952	304-306	3
11	Rental Receipts	賃貸料領収証	1951	1953	307-311	5
12	Rental Agreements, Receipts, and Miscellaneous Financial Records	賃貸契約、領収書及びその他財務記録	1945	1972	312-1034	723
13	Disbursement Vouchers	支払証書	1969	1972	1035-1040	6
14	Property Custodian Files	財産管理に関する文書	1961	1964	1041-1042	2
15	Okinawan Land Problems	沖縄土地問題に関する文書	1955	1958	1043-1044	2
16	Lease Contracts	賃貸契約書	1950	1962	1045-1072	28
17	Certificate of Confirmation	確認証	1959	1960	1073-1088	16
18	Descriptions of Land and Property Files	土地及び財産の記録に関する文書	1940	1967	1089-1093	5
19	Miyako Airfield Land Files	宮古飛行場の土地に関する文書	1965	1965	1094-1099	6
20	Files Relating to Land Utilized for Training Exercises	米軍の演習に供された土地に関する文書	1954	1962	1100-1106	7
21	Files Regarding Military Training Areas	米軍演習地に関する文書	1955	1972	1107-1118	12
22	Land Rentals, Acquisitions and Accounting Files	土地賃貸、接收及びその経理に関する文書	1949	1971	1119-1123	5
23	Land Rental Program Files-- Monthly Lease Status Files	土地賃貸事業一月別賃貸状況に関する文書	1968	1970	1124-1127	4
24	Okinawa Reversion and Land Problem Files	沖縄の復帰、土地問題に関する文書	1945	1971	1128-1129	2
25	Land Use and Forest Statistics Summary	土地利用及び森林統計概要	1952	1952	1130	1

計 921

### 3 管理解除に関する文書

#### 3-1 管理解除関連文書の特徴

リリースファイルは、管理解除する際に作成される文書である。各ファイルは、市町村の字ごとにまとめられており、解除の通知文と解除される土地のリストが添付されている。通知文にはリリース

番号が付与されていて、ひとつのリリースファイルには、一つの地番のみであれば、数百単位の場合もある。財産管理課シリーズに含まれるリリースファイルは、約1,500あり、作成年度は主に1951年（昭和26）から1952年（昭和27）に集中している。ちなみに、最初に作成されたとみられる“Release File No.1”の日付は、1951年（昭和26）7月8日であった<sup>5</sup>。また、ファイルには、本島地域と奄美地域はあるが、宮古・八重山地域は含まれていない。

アカウントファイルは、財産管理に関する個別の記録である。土地だけでなく、飛行機や機械などの動産についてもアカウントファイルが作成されている。土地に関するアカウントファイルは地番ごとに作成されており、ファイル名は、地域名+番号で構成され、沖縄本島の場合はOKで表示される。アカウントファイルには、リリースファイルに綴られているものと同じ(1)管理解除の通知文 (Release of Property)、(2)琉球財産管理課が所有者に対して発行する保管証 (Certificate of Custody)【図1】、(3)調査報告書 (Report of Investigation)【図2】が綴られている。保管証は、アカウント番号、所有者名、地番、地目、坪数、等級、評価額、が記載される。また、調査報告書は、保管証の情報以外に、登記の有無、米軍の使用状況、ほかの所有者との争議中の有無に関する項目がある。

管理解除申請書類には、土地所有認定事業の際に登録できずに不明地であったが、その後申請して登録された事例も散見される。その際は、県外在住の証明や所有者確認として必要な書類が添付されている。また、アカウントファイルは、不明地の場合、所有者名がunknown（不明）と記載されるが、管理解除申請の際に新しいアカウント番号が付与され、新たなファイルが作成される。また、坪数の変更された場合も新しいアカウント番号が付与されるが、古いアカウント番号のファイルも一緒に含まれており、一連の経緯がわかる綴りとなっている。

ACCOUNT FILE

RPC-FS  
Rev 27 July 1950 OFFICE OF THE RYUKYUAN PROPERTY CUSTODIAN  
APO 719

① Account Number: **OK- 3527-76** Date: 8 June 1950

**CERTIFICATE OF CUSTODY**

1. Pursuant to United States Navy Military Government Proclamation No. 7, entitled "Custodian of property" and letter, Hqs. RYCOM, APO 719, File No. AH40-4 233.4, subject: "Ryukyuan Property Custodian dated 8-February 1950, the following property has been taken into custody of the Ryukyuan Property Custodian Hqs. Ryukyuan Command, Military Government, APO 719:

② a. Reputed Owner: **Naki Jin Son**  
b. Location of Property: **Naki Jin Son, Aza Wakugawa, Sokogawa Baru, Lot #2275, #2274, #2273**

2. Any unauthorized persons trespassing or interfering with said property will be prosecuted under the provisions of the proclamation and letter cited in paragraph 1 above.

3. Inventory:

DESCRIPTION	UNIT	AREA	ESTIMATED VALUE
Land: Forest Lot # 2275 Grade-2	Tsubo	158,226	1,581,260.00
Forest Lot # 2274 Grade-2	"	1,330	13,300.00
Forest Lot # 2273 Grade-2	"	1,612	16,120.00

7 Nov 51-No distribution made of this Certificate of Custody, pending release of this property in the near future. BJS

- ① アカウント番号
- ② 所有者と見なされる者の氏名、財産の所在
- ③ 地目、坪数、等級、評価額等

【図1】 保管証 (Certificate of Custody)

<sup>5</sup> 「(00658-001) Release File No.1 Ginowan-son」 (0000102181) 沖縄県公文書館所蔵

RIC-F1  
3 July '50  
OFFICE OF THE HYAKUJAN PROPERTY CUSTODIAN  
APO 719  
REPORT OF INVESTIGATION  
Account No.: 03-3527-76

1. Name of Reputed Owner: Naki Jin Son  
Address:  
Variant spelling of name:

2. Name of claimant:  
Address:  
Variant spelling of name:  
Resident or citizen of:  
Is claimant acting in behalf of himself: Naki Jin Son  
Reputed Owner: Other?

3. Location of property being claimed:  
Naki Jin Son, Aza Wakugawa, Kokogawa Baru, Lot # 2271, #2272, #2273  
No. \_\_\_\_\_ Dated \_\_\_\_\_

4. See certificate of Custody (attached hereto) for detailed description of property.

5. Is property available for lease?

6. Is property registered? Yes Who? Naki Jin Son When? 1948  
Registered in the name of: Same as par. 1  
Present address:

9. Give brief description and Exhibit Number of any supporting documents

C/O: 5080 Investigation No.: 5920

- 1 所有者と見なされる者の氏名、住所、氏名の別の読み方
- 2 申請者氏名、住所、氏名の別の読み方、居住者 申請者は自分のために申請しているか所有者と見なされる者
- 3 申請財産の所在
- 4 財産の詳細は保管証に説明されている
- 5 この財産は賃貸できるか
- 6 財産は登記されているか  
どこで いつ  
( ) の名義で登記されている  
登記されている者の住所
- 9 証拠書類の数と簡単な説明

10. Occupants: Ground Force or Air Forces:  
Symbol Number:  
Purpose:  
Provisional Government: Purpose:  
Civilian: Purpose:

11. Is this claim in dispute? No  
Name of other claimant: Address:

12. Name and address of person interviewed:  
Yamashiro, Gosei  
Naki Jin Son

13. Any additional supporting information not covered in the above statement

Date: 8 June 1950 Gushikami, Choed.  
Investigator

- 10 財産の使用者、陸軍又は空軍  
部隊番号、使用目的  
臨時政府 使用目的  
市民 使用目的
- 11 この申請は争議中か  
別の申請者氏名、住所
- 12 インタビュー者氏名、住所
- 13 上記項目以外の参考情報

【図2 Report of Investigation調査報告書】

### 3-2 文書の検索について

検索する際は、リリースファイル該当する地番を検索し、アカウントファイルをたどる。キーワード検索で、「release 市町村名」検索し、ヒットする場合もあるが、リリースファイルは、タイトルや

サブタイトルに市町村名を記載していないものもあるため、閲覧室では、市町村別にリリースファイルを抜粋し、検索用に紙目録を作成し、提供している。

リリースファイルを検索して該当する地番のアカウント番号を特定したら、次にアカウントファイルを検索する。キーワード検索で、市町村名もしくは字名を検索し、該当するアカウント番号が含まれるファイルを特定する。

## 4 管理解除関連文書の利用と課題

### 4-1 管理解除関連文書の利用について

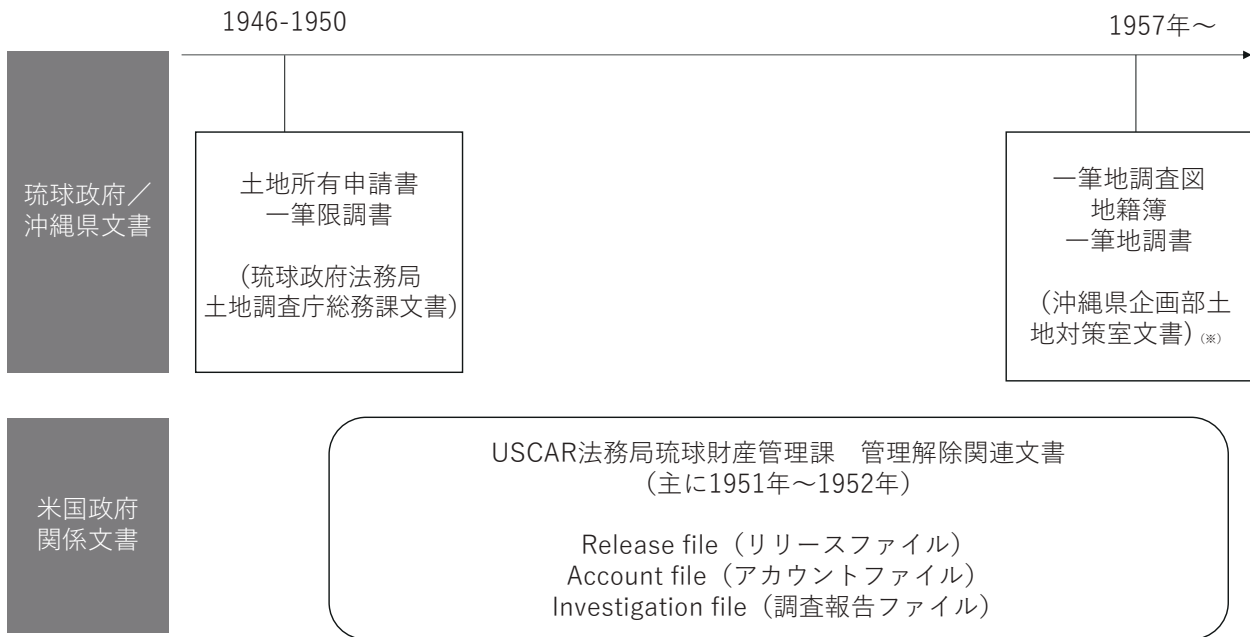
#### (1) 地籍関連資料として

土地所有権認定事業やその後に行われた地籍調査の成果物は、法務局で公図として保管されるが、沖縄県公文書館では、その過程となる資料を保存している。ひとつは、1946年（昭和21）から実施された土地所有権認定事業の際に作成された土地所有権申請書である。土地の所在、地番、地目、所有者名、簡単な見取り図が書かれており、土地の所有者と隣接土地所有者2名の署名を記した上で申請した。当時、土地台帳のあった宮古、八重山郡、久米島、渡名喜村、伊平屋村、伊是名村、南北大東村以外の地域を除き、公文書館では、5,337冊所蔵している。また、土地所有申請書を集約して一覧にした一筆限調書616冊を所蔵している。そして、もうひとつは、1960年（昭和35）以降に実施された地籍調査の際に作成された一筆地調査図である。一筆地調査図は、土地の小字ごとに土地所有者、地目、地番が記載されている。土地所有者、調査員の立ち会いのもと、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目を確認する一筆地調査を行い、その調査結果から土地の境界を確認し、測量を行って地籍図が作成される。当館では、一筆地調査の際に作成される素図を一筆地調査図として691冊所蔵している。土地所有権認定事業の際は、技術的に未熟だったことから、琉球政府は「土地調査法」を制定し、より精度の高い地籍調査を行った<sup>6</sup>。日本復帰後は「国土調査法」にもとづき、引き続き県による地籍調査が行われている<sup>7</sup>。

これらの地籍関連資料と琉球財産管理課文書の位置関係を図3で示した。琉球財産管理課の管理解除関連文書は、土地所有権認定事業後の1951年（昭和26）から1952年（昭和27）に集中している。これは、土地所有権認定事業において、所有者の認定が進んだことが要因と考えられる。管理解除文書のアカウントファイルには、所有者の認定に関する資料が含まれており、土地所有申請書からは読み取れない情報を得ることができる。また、土地所有権認定事業時に県外や海外から帰還することができず、申請されていない場合もある。管理解除文書では、認定事業後に所有者として管理解除申請した際に、土地所有権の登記がされている文書もみられる。このように、管理解除文書は、土地所有権認定事業後の経緯を確認できる点で有用性が高い資料である。それぞれ別々の資料群だが、一元性をもっており、横断的に検索することでより有益な情報を得ることができる。

6 「土地調査法」琉球政府立法105号（1957年11月14日）

7 地籍調査は、他県では市町村が中心になって行うが、沖縄県では、琉球政府が主導していた経緯により、県が業務を所管している。また、県の地籍調査とは別に、米軍基地内や国土調査法では対処できない土地の境界確定のために、国が主導する「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化に関する特別措置法（位置境界明確化法）」による地籍調査があり、県は国から一部事務を委託されているが、公文書館にはこれらの文書は引き渡されていない。



【図3 沖縄県公文書館が所蔵する地籍関連資料<sup>8)</sup>】

## 4-2 利用上の課題

### (1) リリースファイルがすべてのアカウントファイルを網羅していない

アカウントファイルを検索するために、リリースファイルからたどる方法を紹介したが、リリースファイルは、すべてのアカウントファイルを網羅しているわけではない。リリースファイルは、1951年（昭和26）7月から作成されているが、管理解除は、それ以前から実施されている。しかし、琉球財産管理課シリーズには、USCAR設立前の軍政府時代のファイルは含まれておらず、また、USCAR法務局文書全体からも検索したが探せなかった。

各アカウントファイルには、市町村名を入力しているので、直接アカウントファイルを検索することも可能である。小規模な市町村の場合は、数冊の簿冊から絞っていけばよいが、那覇市のような大きな自治体の場合、約800簿冊の中から探さなければならない。そこで、ある程度絞りこむため、今後、字名まで目録に追加入力するか、検索用データベースを作るなど検索向上のためのツールの構築が必要である。

### (2) 資料の特徴の把握

資料によっては、利用者自身が単純にキーワード検索で探せる資料もあるが、琉球財産管理課のアカウントファイルは、先程述べた検索方法を知らないとなかなか資料へ辿り着くことが難しい。また、USCAR文書目録は、英語表記であるため、検索キーワードも英語で入力する必要がある。また、市町村名も作成当時の市町村名が記載されており、検索にはその知識が必要だが、利用者がこのような資料群の特徴を最初から理解するのは難しい。このため、閲覧室のレファレンスサービスの対応が鍵となる。次章で、レファレンス力の向上について述べることにする。

<sup>8)</sup> 当館の資料群は出所別に構成している。一筆地調査図をはじめとする地籍調査関連文書は、琉球政府時代に作成された文書も含めて沖縄県企画部土地対策室（地籍調査分室）から引き渡されたため、沖縄県文書の資料群に属する。

## 5 レファレンス力の向上

閲覧室ではほぼ毎日のように、土地に関するレファレンスがある。個人の権利に関わるものであるため、様々な事情を抱え、法務局など国や県の関係機関を渡り歩いて、公文書館へ初めて来館される方も多し。公文書館で何を探せばよいのか、利用方法がわからない方に、満足していただけるように案内することは、閲覧サービスにとって重要であり、公文書館への評価につながると考える。

閲覧室では利用案内のツールとして、「パスファインダー」を作成している。パスファインダー（pathfinder）とは、道案内を意味し、ある特定のトピックや資料群に関する情報をわかりやすくまとめたツールで、これまで15のパスファインダーを作成した<sup>9</sup>。パスファインダーは、誰でも自由に手に取れるように閲覧室入口に配架するとともに、閲覧カウンターでは、パスファインダーを使いながら利用案内をする。土地関係については、すでに「地籍調査関連資料」のパスファインダーを作成しており、土地所有申請書と一筆地調査図について案内している。今後は、財産管理課文書の利用方法について加筆し、「地籍調査関連資料」のパスファインダーを改訂して利用促進を図りたい。その際、琉球財産管理課文書は、地籍調査のために作成された資料ではないが、土地所有権認定事業時に漏れた地籍の情報や土地所有権認定時事業以降の情報が含まれていることを資料の有用性として挙げた上で案内する。また、前項で紹介したアカウントファイルの保管証や調査報告書の項目を和訳して、検索に必要な項目を明示し、英文資料に慣れていない利用者への対応としたい。

### おわりに

本稿では琉球財産管理課文書の管理解除関連文書を中心に紹介した。そのほかにも琉球財産管理課文書には、米軍施設の使用や賃貸借関連文書があり、琉球政府文書の軍用地契約文書との関連性を調べた上で、軍用地に関するレファレンスについても活用方法を探っていきたい。

土地関係文書は、人々の生活に直結するもので、情報を見つけることができた利用者をみると、公文書等が「国民共有の知的資源」として、国民が主体的に利用し得るといふ、役割を担っていることを実感する。利用者へ適切な案内ができるよう、活用事例を重ねて、今後の閲覧サービスの向上を図っていきたい。

---

<sup>9</sup> パスファインダーの一部は、当館ホームページの「レファレンスQ&A」に掲載している。